

◎印：整備基準の対象及び届出等の対象となる整備項目を示す。

○印：整備基準の対象となる整備項目を示す。

(建築物：その2)

項 目	別表第1の項に該当→		(1)					(2)					(3)										(4)		(5)		(6)			(7)	
	小項目	生活関連施設	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	4'	1	2	1	2	公共交通機関の駅舎等	複数構成施設の共用部分		
			第一種医療施設	第一種保健福祉施設	第一種官公庁施設	文化教養施設	公益施設	第二種医療施設	第二種保健福祉施設	第二種官公庁施設	教育施設	集会施設	興行施設	遊技施設	スポーツ施設	物品販売店舗 (コンビニエンスストアを除く)	飲食店舗	サービス業店舗	宿泊施設	展示施設	観光施設	自動車車庫	コンビニエンスストア	事務所	工場等	共同住宅※①	寄宿舍※①				
			すべて					100㎡以上					100㎡以上										3,000㎡以上		2,000㎡以上		すべて				
			用途面積等	すべて	用途面積 (㎡)				用途面積 (㎡)						すべて	すべて	すべて	乗降客数区分(人)			用途面積 (㎡)										
300㎡未満	300㎡以上1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満			2,000㎡以上	300㎡未満	300㎡以上1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満	2,000㎡以上	2,000人未満	2,000人以上5,000人未満	5,000人以上	3,000㎡以上																		
別表第2の項に該当 ↓																															
(15)案内設備	1)案内板		○				○	○	○	○		○			○		○			○		○	○	○		○		○			
(16)観客席	1)車椅子使用者用観客席、観覧席		○				○	○	○	○		○			○		○			○		○	○		○		○				
(17)洗面所	洗面所		○				○	○	○	○		○			○		○			○		○	○		○		○				
(18)浴室	浴室、脱衣室		○				○	○	○	○		○			○		○			○		○	○		○		○				
(19)更衣室等	更衣室、シャワー室		○				○	○	○	○		○			○		○			○		○	○		○		○				
	別表第1の項に該当→		(1)					(2)					(3)										(4)		(5)		(6)			(7)	
			1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	1	2	公共交通機関の駅舎等	複数構成施設の共用部分			
項 目	小項目	生活関連施設	第一種医療施設	第一種保健福祉施設	第一種官公庁施設	文化教養施設	公益施設	第二種医療施設	第二種保健福祉施設	第二種官公庁施設	教育施設	集会施設	興行施設	遊技施設	スポーツ施設	物品販売店舗	飲食店舗	サービス業店舗	宿泊施設	展示施設	観光施設	自動車車庫	事務所	工場等	共同住宅※①	寄宿舍※①					
(20)授乳場所	授乳場所 (用途面積 5,000㎡以上)			○	○											○											○				
(21)おむつ交換台	おむつ交換台 (用途面積 2,000㎡以上)			○	○						○	○				○											○				
(22)乳幼児椅子	乳幼児椅子 (用途面積 2,000㎡以上)			○	○						○	○				○											○				
(23)客 室	車椅子使用者用客室 (客室 50室以上)																		○												

(注) ア. ※①共用部分のみを対象とする。

イ. ※②保育所、教育施設、共同住宅は除く。

ウ. ※③保育所、幼稚園、共同住宅は除く。

エ. ※④第一種又は第二種保健福祉施設で特定の者が利用するもの及び教育施設、共同住宅、寄宿舍は、「1) 出入口から道路」のみを適用する。

オ. ※⑤教育施設は除く。

カ. ※⑥2,000㎡未満の場合は、整備基準の対象となるが、届出の対象から除く。

キ. (1) 出入口の適用については、すべての出入口ではなく、1以上の出入口を整備基準に適合するものとする。

ク. (5) 便所、(6) 車椅子使用者用便所については多数の者が利用する階を有する場合、(7) 駐車施設については多数の者が利用するものを設ける場合に適用する。

ケ. (11) 受付カウンター及び記載台から(19) 更衣室等までの整備項目については、多数の者が利用するものを設ける場合に適用する。

コ. (16) 観客席については、固定席を設置する場合に適用する